

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所自己啓発等休業に関する規程

制定 令和4年3月31日 令04規程第43号

最終改正 令和6年1月1日 令05規程第29号 一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第31条の3の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の職員の自己啓発等休業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学等における修学 次に掲げる課程を履修することをいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）

イ アに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程

二 国際貢献活動 次に掲げる活動をいう。

ア 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

イ 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして理事長が認める奉仕活動

三 自己啓発等休業 職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

**第3条** 職員（職員としての在職期間が2年以上である者に限る。）が、自己啓発等休業を希望するときは、自己啓発等休業の承認の申請を、DEI人事部長が別に定める自己啓発等休業申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の承認)

**第4条** 理事長は、前条の申請があった場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績、当該申請に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあつては2年（学校教育法第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 理事長は、自己啓発等休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するために必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長)

**第5条** 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第1項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、理事長に自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、理事長が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 前条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の効果)

**第6条** 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 自己啓発等休業に係る給与の取扱いは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第6号）で定める。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

**第7条** 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が、次の各号に該当する場合は、その効力を失う。

- 一 人事規程第23条第1項の規定による休職となった場合
- 二 職員就業規則第55条第4号の規定による出勤停止となった場合

2 理事長は、自己啓発等休業をしている職員が、次の各号に該当する場合は、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

- 一 大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合
- 二 正当な理由なく、在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席している場合又は参加している奉仕活動の全部又は若しくは一部を行っていない場合
- 三 在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席している場合、参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない場合その他の事情により当該職員の申請に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずることとなった場合。

(職務復帰)

**第8条** 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(報告)

**第9条** 自己啓発等休業をしている職員は、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等の課程の履修又は国際貢献活動の状況について、遅滞なく、理事長に報告しなければならない。

- 一 第7条第2項に定める場合
- 二 その他理事長が必要と認める場合

2 第4条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則（令05規程第29号・一部改正）**

この規程は、令和6年1月1日から施行する。